

# 岸和田市職員措置請求に係る監査結果

(選挙運動用自動車の運転手の公費負担)

平成31年3月12日

岸 和 田 市 監 査 委 員

## 【目次】

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	監査請求書の提出	1
3	監査請求書の記載内容	1
第2	要件審査及び請求の一部受理	3
第3	長及び議会への通知	5
第4	事実の証明	5
第5	監査の実施	5
1	監査の期間	6
2	監査対象部局	6
3	請求人の陳述及び証拠の提出	6
4	監査対象部局の監査	6
	(1) 事情を聴取した者	6
	(2) 聴取した事実及び意見等	6
	(3) 監査委員による確認事項	7
5	関係人調査	8
	(1) 文書による質問及び回答、資料の閲覧で確認した事項について	8
第6	監査の結果	9
1	主文	9
2	理由	9
	(1) 本件の監査対象事項	9
	(2) 関係法令	9
	(3) 認定事実	12
	(4) 監査委員の判断	13
	(5) 結論	15
	意見	15

## 決 定 書

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 岸和田市 略

氏名 略

#### 2 監査請求書の提出

平成31年1月17日

#### 3 監査請求書の記載内容

(原文のまま記載。なお、事実証明書類の内容については省略)

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

### 第1 請求の趣旨

#### 1 違法・不当な公金支出

被請求人、〇〇〇は、2017年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙及び、2018年2月4日執行の同選挙において公費支出を受けた、運転手代金の使用において、かかる被請求人の所為は、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条（公費の支出）、に反する使用であり、地方自治法2条14項が「事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべきこと」を求め、地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」と定めていることに反し、違法かつ不当であるので、支出（合計16万8千円）の返済及び、民法に定める年5%の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める措置を講ずるよう、勧告することを求める。

以下、理由を具体的に述べる。

#### 2 理由

(1) 〇〇〇 合計16万8千円

ア 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 8万4千円（甲第1号証）

岸和田市議会議員補欠選挙に関して、選挙用自動車の運転手への公費支出の限度金額は、「岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条（公費支出） (2) ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が

12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額」と定められている。

これについて被請求人は、氏名不詳の者に選挙期間中の7日間、各日1万2千円を支払い、公費支出によって選挙運動用自動車の運転を行わせ、岸和田市より8万4千円を得るに至った。

しかし、当該運転手にかかる公費支出において、車両は特定されていない。

これは、条例の趣旨では、車両自体をレンタカーとして有償貸与を受け、燃料を補給する際に車両番号を記載することになっていることから、運転手については当然ながらそれらで証明される個別の自動車を運転する蓋然性があるとして、3重に車両番号の記載を求めているものである。

ところが、被請求人は、その法の欠缺をかいぐるように車両番号記載の必要のない運転手のみにおいて公費の請求を行っている。

また、2015年4月26日執行の岸和田市議会議員選挙においても、同様の公費請求が見られることから、被請求人は、自身が立候補したこれら3回の選挙全てにおいて、車両を特定することなく、運転手代金のみを公費請求している。

請求人自体も被請求人と同じ選挙において、候補者であった。

その立場から、岸和田市内を選挙活動する中において、被請求人以外の候補者においては候補者の名前を車両上部の看板として取り付けた選挙運動用自動車の全てを、実際にその目で確認し、公費請求書類によっても車両番号を確認している。

しかし、被請求人の車両においては、その存在を確認することが出来ず、被請求人本人に対して直接、対面で「選挙運動用車両はどうしているのか?」と尋ねたところ、一般的に見られる候補者名看板付きの車両の使用は「ない」と回答し、請求人が「車もないのに運転手の請求だけをするなんて、詐欺やないか!刑事告発するで」と問うても返答はなかった。

このことから被請求人が選挙運動用車両を使用することなく、運転手代金のみを公費から違法に支出させていることを承知していると推測される。

しかも、2015年選挙で味をしめたことから、続く2度の選挙にも渡って同様の手口により、支出する必要のない公費を、岸和田市を欺罔し、得たものである。

これは私文書偽造等罪(刑法159条)、同行使罪(刑法161条)及び詐欺罪(刑法246条)に抵触する蓋然性がある。

イ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 8万4千円(甲第2号証)

これについても前述ア同様の手段によって、違法に公費を得たものである。

これまでの岸和田市議会議員選挙候補者において、選挙運動用自動車代金や燃料代といった車両にかかる公費支出を請求しない候補者は存在した。

しかし、被請求人のごとく、車両番号をどこにも記載することなく、同じ選挙の候補者ですらも車両の確認すら出来ず、走行実態も不明なまま、かような手段を用いて、公費を得た者はおらず、非常に悪質な手法によって公費を違法に得ようとするものである。

## 第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できない。

また、本件は監査委員会を含む市役所事務の最高責任者である市長に係る事案であるので、公平を期するために個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

## 第3 結論

以上の点から、被請求人の〇〇〇岸和田市市議会議員候補に支給された選挙公費の支出は、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条に反する用途であるとともに、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に照らし合わせても違法・不当である。

## 第4 求める措置

監査委員は岸和田市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

岸和田市長は、被請求人〇〇〇に支給された選挙公費の合計16万8千円を、被請求人に対して支出の返済及び民法に定める年5%の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める他、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

### 事実証明書類

(以下に関する写し)

甲第1号証 2017年11月26日執行の岸和田市議会議員選挙における〇〇〇候補の選挙運動用自動車(運転手)証明書

甲第2号証 2018年2月4日執行の岸和田市議会議員選挙における〇〇〇候補の選挙運動用自動車(運転手)証明書

これら各1通

以上

## 第2 要件審査及び請求の一部受理

- 1 本件請求は平成31年1月17日に提起され、債権管理の権限を有する市長に、違法不当に支出された選挙公費について、〇〇〇氏に対して、支出の返還及び民法に定める年5%の利息につき返還を求める措置を講ずるよう求めるものであると解し、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を満たしているか否かの審査を行った。

この結果、本件請求のうち監査請求書に記載された2018年2月4日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車の運転手の雇用に係る費用の用途についての請求(8万4,000円)については、住民監査請求の要件を満たしていると認め、平成31年2月1日にこれを受理した。

なお、本件につき、請求のあった日から20日以内に個別外部監査契約に基づく監査によることが相当である旨の通知を岸和田市長に行わなかったのは、請求人は公平性を求めるが、監査委員はその職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持し

て、監査をしなければならないと定められており（地方自治法第198条の3第1項）、本件の事案の内容からみて監査委員が監査を実施するにあたり、とくに個別外部監査に付すべき専門的・技術的知見を必要とする部分は見当たらなかったためである（地方自治法第252条の43第9項）。

2 本件請求のうち監査請求書に記載された2017年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における選挙運動用自動車の運転手の雇用に係る費用の用途についての請求(8万4千円)については、すでに一年を経過していることから、平成31年1月22日付けで平成31年1月30日を期限に、請求期間経過後の請求であることの理由を明らかにするよう請求人に補正を求め、同1月28日に補正書が提出されたが、地方自治法第242条第2項の要件を満たさないため受理することができないものと判断した。以下に補正書の内容と受理することができないものと判断した理由を示す。

### 3 補正書の内容

(原文のまま記載。)

補正事項

(1)請求期間経過後の請求であることの理由

2019年1月17日付提出の住民監査請求書につき、以下の通り理由を述べる。

本件監査請求は、2017年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙において公費支出を受けた、運転手代金の用途についての返還を求めたものである。

これについては、住民監査請求書提出時点で、監査請求期間である支出時点からの1年間を経過している。

しかし、甲号証で提出した被請求人に対する支出が明らかになったのは、請求人による情報公開請求によるものである。

これは、請求人が本件甲号証などを入手した日付からも1年間を経過してはいない。

よって、本件監査請求に関してはその支出行為から1年間を経過してはいるが、請求人及び岸和田市選挙管理委員会等（事務局を含む）以外の何人も「知ることができた日」から1年間を経過したものではない。

それをもって「1年間」は、請求人による甲号証への公開請求が実施された時点からカウントされることが妥当であることから、その時点より1年間以上を経過していないため、本件監査請求をする事ができる正当な理由とする。

### 4 受理することができないものと判断した理由

住民監査請求制度について、地方自治法第242条第2項は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとし、ただし、正当な理由があるときは、この限りではない旨を規定している。この趣旨については、地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない

として、監査請求の期間を定めたものであるが、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にも前記の趣旨を貫くことは相当ではないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたものである（最高裁判所昭和62年（行ツ）76号昭和63年4月22日判決参照）。

請求人が指摘する財務会計上の行為については、2017年12月26日に行われており、正当な理由のない限り、支出日の翌日から起算して1年目にあたる2018年12月26日をもって請求の期限を経過したこととなる。請求人は、当該請求において、対象となった財務会計行為のあった日から1年以上経過して行われたことについて、正当な理由があると述べている。そこで、当該請求が請求期間の1年を経過したことに正当な理由があるかどうかについて検討する。

「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解される（最高裁判所平成10年（行ツ）69号平成14年9月12日判決参照）。

さらに、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものと解されている（東京高等裁判所平成18年（行コ）188号平成19年2月14日判決参照）。

これを本件についてみると、請求人が指摘する財務会計上の行為については、少なくとも支出日の翌日には公開請求により公開することができる状態に置かれていたことが認められる。そのため、2018年12月27日には、請求人の公開請求により監査請求ができる程度に当該財務会計上の行為及び内容を知ることができたといえる。

しかし、当該請求は、財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた時から1年以上の期間を経過して提起されたものであって、相当の期間内にされた監査請求であるとはいえない。

したがって、当該請求が請求期間の1年を経過したことに正当な理由はないと判断し受理できないものとした。

### 第3 長及び議会への通知

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第2条第3項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正後の地方自治法第242条第3項の規定の例により、住民監査請求の要旨について平成31年2月1日付けで通知を行った。

### 第4 事実の証明

請求人から事実の証明として監査請求に添えて甲第2号証として証拠書類の提出があったので、甲第2号証とする。

### 第5 監査の実施

1 監査の期間 平成31年1月17日から平成31年3月12日まで

2 監査対象部局

岸和田市選挙管理委員会事務局（以下「選管事務局」という。）

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人から、平成31年1月28日に、地方自治法第242条第6項に規定する陳述を行わない旨の報告があったことから、請求人陳述等は実施しなかった。

4 監査対象部局の監査

本件について、平成31年2月1日付けで住民監査請求に係る選管事務局の監査の実施と監査資料の提出についての通知を行い、関係書類の提出を求め、同年2月19日に選管事務局の職員から、本件請求に関する事実及び意見などについて事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

(1) 事情を聴取した者

選管事務局 次長 井畑孝司、参事 片山浩一

(2) 聴取した事実及び意見等

ア 選挙の公営制度について

選挙の公営制度とは、公明正大でお金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に設けられているもので、公職選挙法の規定に基づき、岸和田市においても条例を制定し、選挙運動用自動車等については、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び同規程に基づき事務執行している。

イ 選挙運動用自動車の使用の公費負担の手続きなどについて

候補者は、自動車運転手と選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約を締結し、その際に自動車運転契約書の作成を行い、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）へ選挙運動用自動車の使用の契約届出書を自動車運転契約書の写しを添付して提出する。

選挙が終わると候補者は選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を運転手へ提出する。

公営の請求ができるとなれば、運転手から請求書及び請求書の裏面に請求内訳書をつけ、候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付して市へ請求する。

ウ 監査請求の対象となった支出について

監査請求されている、平成30年2月4日執行の岸和田市議会議員補欠選挙においては、〇〇〇候補の選挙運動用自動車の運転手に報酬として8万4,000円を支出している。

本件の報酬の公費負担については、本選挙において候補者は必要な手続きを行い、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び同規程に基づき適正な審査を確実にを行い、執行し、負担金として支出している。

エ 選挙運動用自動車の使用(運転手)の公費負担についての説明

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関



する条例第4条第2号ウに定める選挙運動用自動車の運転手の報酬の公費額の支払いは、1日当たり1万2,500円、それに候補者の立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで、最大7日間、その7日間を乗じた8万7,500円が限度額となっている。

選挙運動用自動車の報酬の公費負担については、選挙運動用自動車の使用の契約の届出、運転手から市への請求に際しても、請求内訳書とともに候補者からの自動車使用証明書を添付させている。

#### オ 選挙運動用自動車について

主として選挙運動に使用する自動車とは、請求人が主張しているいわゆる選挙カーと言われる装備を必ずしもつけていなければならないというものではない。

例えば、候補者が自家用車を選挙事務所に常備し、選挙運動のため、演説会場に向かう場合や、その途中で連呼行為等をするようなときは、主として選挙運動用に使用する自動車と認められている。

### (3) 監査委員による確認事項

ア 選挙運動用自動車とは、主に選挙運動に使用する車ということで、一般的に知られているのは街宣カーと言われるように、スピーカーをつけてマイクで話をするというものが、よく選挙運動用の自動車と言われているが、後援会の事務所に移動するときに使う、看板等をつけていなくとも、候補者が乗り、運転手が乗って、車から手を振るといっても選挙運動をしているということで、選挙運動用の自動車として認められることになっている。

街宣するだけでなく、演説に行くのも、主に選挙運動用に選挙事務所に常備して、その車を使って選挙運動に行くために移動するための車は、選挙運動用自動車と認められる。

イ 運動期間中に候補者が個人的に行く仕事等は別として、運転手が拘束されている、契約の中で決められている期間、時間ということで、その運転手は選挙運動用自動車の運転手として契約していると考えられる。

ウ 自動車への看板、スピーカーの設置は候補者の自由で、自動車、拡声機等は選挙運動を行う時は、表示物は必要となる。

エ いわゆる選挙運動の7つ道具とは、選挙運動用自動車表示物、拡声機表示物、選挙運動用自動車の運転手、乗務員用腕章、街頭演説用腕章、街頭演説用標旗等である。

オ 選挙運動用自動車の賃借料、燃料代が公費請求されなくても、運転手の場合は、選挙運動用自動車の運転をしたということで、請求することは可能である。

カ 運転手との契約において7日間の契約であって、運転をしていない日があった場合公費負担は、運転をした実績分のみとなる。公費負担の算定は1日あたりであり、その日に運転をしておれば拘束したことになるため運転の実働時間は問わない。

キ 候補者から提出される書類の確認は、契約の届出書が立候補届けと共に提出され、それに添付されている各契約書の写しと候補者から提出される各使用証明

書、各業者等から提出される請求書及び請求内訳書をそれぞれ照合確認し、公費負担として支出している。

ク 提出時の記載漏れなどについては、事前審査時に重大な記載漏れがある場合は補正させ、請求の場合は請求時点で記載を求めている。

ケ 契約届出書には、選挙運動用自動車として自家用車等を使用する旨を記載する欄はなく、契約届出書の自動車の借入れ、燃料代の欄に記載事項がなく、運転手の雇用の欄にのみ契約年月日、運転手の名前等が記載されている場合は、自家用車等を使用し、燃料代も請求されないという認識で委員会は処理を進めている。自家用車を使用するかどうかという確認は行っていない。

委員会で作成している自動車運転契約書の様式には車両の登録番号等を記載する欄があるが、車両登録番号は記載されていなくても民間と民間の契約で、運転手として雇い入れるという契約であれば、契約書として問題はない。契約締結時に使用する自動車が決まっていなかった場合もある。

大阪府の公営の契約書の様式では、車両の登録番号の項目は設けられていない。  
コ レンタカーを借りるということは、選挙運動用自動車としてその間ずっと使用するということになるが、運転手だけの契約の場合は、運転当日どの車を運転するかわからないということで、車両登録番号は必ず記載が必要ということにはなっていない。

選挙運動用に使う車は、途中で変更しても問題はなく、選挙運動に使う車を運転するということの運転手の契約となるので問題はない。

サ 選管事務局では、選挙運動用自動車の利用状況については、候補者が作成し、運転手から請求時に提出される自動車使用証明書で確認しており、運転日誌や選挙運動用自動車を運転している写真などの提出は求めている。

シ ○○○候補については、平成30年2月4日執行の岸和田市議会議員補欠選挙以外にも平成27年の統一地方選挙、平成29年の岸和田市議会議員補欠選挙も同様の選挙運動用自動車の運転手代金のみを請求している。

他の候補者で同様のことがあったかは、確認できていないが、燃料代を請求せずに、レンタカー代と運転手代だけ請求している場合、単純な請求忘れ、契約届出が行われていても、請求がされなかったこと等はあった。

## 5 関係人調査

### (1) 文書による質問及び回答、資料の閲覧で確認した事項について

平成31年2月1日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である○○○候補に文書で回答を求めたところ、当職が回答期限とした2月8日までに、文書回答があり、その概要は次のとおりである。

選挙運動用自動車として利用した車は、株式会社 フノックの所有する車で車両登録番号の記載があった。

運転手が自動車運転免許証を所持していることは、以前から知っていたので、免許証の確認は行っていない。

選挙運動用自動車の運転手の乗車記録等の写しの提出を求めたが、選挙活動以外のその他事項、個人情報も記載しているため、提出はできないとのことで、写しの

提出に代えて、運転記録一覧が提出された。運転記録一覧には1月28日から2月3日までの毎日において、選挙運動に巡回した旨と、午前・午後に巡回した小学校区名、中学校区名、所要時間の記載があった。

なお、写しの提出がなかった運転手の乗車記録等については閲覧により、提出された運転記録一覧の内容と一致していることを確認した。

## 第6 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により以下のとおり決定した。

### 1 主文

本件請求は、これを棄却する。

### 2 理由

#### (1) 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、〇〇〇氏に2018年2月4日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における公費負担した選挙運動用自動車の運転手の雇用に係る費用の使途が条例に反し、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の定めを反し違法かつ不当に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し支出の返還を求めるなど必要な措置を講ずる勧告をすることを求めている。

以上のことから、次のことを対象として監査を行った。

ア 本件公費負担金の支出が違法・不当になされたものかどうか

イ 本件公費負担金の支出に伴う市長の不当利得返還請求権発生の有無について

#### (2) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第2条 省略

2～13 省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

イ 地方財政法（昭和23年7月7日号外法律第109号）

（予算の執行等）

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

ウ 公職選挙法（昭和25年4月15日号外法律第100号）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第141条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に

定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

2～5 省略

6 第1項の自動車は、町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）に限るものとする。

7 省略

8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

エ 公職選挙法施行令（昭和25年4月20日号外政令第89号）

（選挙運動のために使用できる自動車）

第109条の3 法第141条第6項に規定する政令で定める乗用の自動車は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙 次に掲げるもの

イ 乗車定員10人以下の乗用自動車でロ又はハに該当するもの以外のもの（二輪自動車（側車付のものを含む。次項において同じ。）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。）

ロ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。）

ハ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く。）

(2) 町村の議会の議員又は長の選挙 前号に定めるもの（小型貨物自動車を除く。）

2 前項第1号の規定の適用については、同号に規定する自動車（二輪自動車を除く。）で上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるものを、その上面、側面又は後面の全部又は一部（側面又は後面にある窓を除く。）を走行中開いて使用している場合は、当該自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなす。

オ 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年6月17日条例第27号）

（選挙運動用自動車の使用の公営）

第2条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用する

ことができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により岸和田市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、岸和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第4条 岸和田市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 省略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア～イ 省略

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

カ 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（平成5年6月28日選管告示第13号）

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第2条 条例第2条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）に当該契約に関する書面の写しを添えて、岸和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に条例第3条の規定による届出をしなければならない。

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書の提出）

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（第4号様式）を条例第3条に

規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者等は、条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、選挙運動用自動車の使用に係る請求書（第5号様式）に前条の選挙運動用自動車使用証明書（燃料供給業者にあつては当該証明書のほかに第3条第2項の自動車燃料代確認書及び候補者から添付された給油伝票の写し）を添えて、岸和田市長に提出しなければならない。

キ 岸和田市財務規則（平成9年4月1日規則第11号）

（支出負担行為とその整理区分）

第44条 支出負担行為職員は、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定しなければならない。

2 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第1に定めるとおりとする。

（支出の手続）

第45条 各部課等の長は、支出命令をするときは、法令、契約等の定めに違反していないか、予算の目的に反していないか、配当を受けた歳出予算の額を超過することがないか、会計年度、支出金額及び支出科目を誤っていないか、債権者を誤っていないか、請求書その他証拠書類は完備しているか等を調査し、支出命令書によりこれを行わなければならない。

（支出命令の審査）

第47条 会計管理者は、第45条第1項の支出命令について、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認の上、当該支出命令書により支出を決定し、歳出簿を整理しなければならない。

別表第1（第44条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1～14 略	略	略	略	
15 負担金、補助及び交付金	請求のあつたとき又は指令をするとき	請求のあつた額又は指令金額	指令書の写し、内訳書の写し	
16～24 略	略	略	略	

(3) 認定事実

本件請求につき、職権調査、証拠などの「確認」、「証憑突合」、「帳簿突合」など、関係人調査及び監査対象部局への事情聴取等によって当職が認定した事実は、以下のとおりである。

ア 岸和田市では、岸和田市の議会議員及び長の選挙において、候補者が運転手と有償締結した自動車運転契約に基づいて、条例で定められた限度額の範囲内で、運転手に直接その費用を支払っている。

これは、選挙公営のひとつで、その概略は、「岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」によれば、選挙運動用自動車の運転手の雇用の場合の公費負担は、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日につき1万2,500円に選挙運動期間(7日間)を乗じた額である8万7,500円が限度とされる。公費負担限度額を超える額の請求はできず、また実額が公費負担限度額以下の場合、その実額で請求すべきものとされる。

公費負担を受けるための手続きについては、〇〇〇候補が提出した選挙運動用自動車の使用の契約届出書に添付されていた自動車運転契約書の運転する車両の登録番号欄は記載がなかったものの、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び同規程のとおり行われていた。

市は運転手から提出された請求書などを審査し、適正と認め、その費用を運転手に直接支払っていた。

イ 〇〇〇候補から平成30年1月28日付けで提出された選挙運動用自動車の使用の契約書届出書に添付されていた平成30年1月19日締結の自動車運転契約書の写しによれば、運転する期間は平成30年1月28日から平成30年2月3日までの7日間、原則として毎日8時00分から20時00分まで、契約金額は84,000円(1日につき12,000円)であった。運転手から請求書とともに提出された選挙運動用自動車使用証明書(運転手)の雇用年月日欄には平成30年1月28日から2月3日までの7日間の各日について、報酬の額欄には12,000円と記載されており、運転手からも1日12,000円の7日間分84,000円の請求がされていた。選管事務局が作成した支出命令書によれば、かかる請求額に基づき、平成30年3月6日に8万4,000円の支出がされていた。

ウ 選管事務局職員からの事情聴取により、選挙運動用自動車は看板やポスターの掲示、スピーカーの積載は必ずしも必要ではなく、主としてその車を選挙運動のために使用するかどうかは、その自動車を選挙運動のために計画的、継続的に使用するものであるか、また使用する者が、選挙運動のために使用することを主目的としているかあるいは、使用の形態が主として選挙運動のために使用するものであるか否か等によって認定すべきもので、自家用自動車を選挙事務所に常備し、候補者が選挙運動のための演説を行うため演説会場へ往復することを主目的として常時使用するような場合は、主として選挙運動のために使用するものと認められることを確認した。

エ 関係人調査において、選挙運動用自動車は株式会社フノックが所有しているもので、平成30年1月28日から平成30年2月3日までの各日において、8時から10時の間に始動し、18時から20時に終了するまでの間に各小・中学校区を選挙運動のために巡回していた。

#### (4) 監査委員の判断

##### ア 財務会計行為が違法または不当であるか

本件選挙運動費用の支出は、違法かつ不当であって岸和田市長が返還を求めべきものなのか。

本件の支出は、前掲の条例に基づく一定の手続きを経由して、運転手からの請

求に対して行われている。

岸和田市財務規則では、支出について、第44条で支出負担行為とその整理区分について、第45条で支出の手続きについて、第47条では会計管理者による支出命令の審査について定めている。

選管事務局職員は、支出に当たり、当該規則の定める調査を適正に行わなければならない。

本件支出については、選管事務局で作成された支出負担行為、支出命令には必要関係書類が添付されており、また、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に定める上限額及び予算の範囲内で、運転手から請求された金額を支出しており、選管事務局職員からの事情の聴取も含めて総合的に勘案したところ、請求から支出にいたるまでの行為及びその手続きに不備は認められず、正当に支出されていると言える。

#### イ その他の違法事由

(ア) 請求人によれば、〇〇〇候補は、氏名不詳の者に選挙期間中の7日間、公費支出によって選挙運動用自動車の運転を行わせ、岸和田市より8万4千円を得るに至っているが、その車両は特定されておらず、法の欠缺をかいぐるように車両番号記載の必要の無い運転手のみにおいて公費請求を行っている。

請求人が、岸和田市内を選挙活動する中で、〇〇〇候補者については、候補者の名前を車両上部の看板として取り付けた選挙運動用自動車の存在を確認することができなかった。〇〇〇候補者は、請求人に対し、一般的に見られる候補者名看板付きの車両の使用はないと回答した。さらに請求人が、運転手の請求だけをしていることを問うても返事がなかったこと等から、〇〇〇候補者が選挙運動用自動車を使用することなく、運転手代金のみを公費から違法に支出させていることを承知していると推測されると主張している。

(イ) ここでは前述のような審査を経た支出に対して、さらに違法性を付与する事由の有無を判定することになる。

「併し公職選挙法第141条に所謂主として選挙運動の為に使用する自動車とは其の使用、状況等によって社会通念上選挙運動の為に使用することが主な目的となって居ると認められる場合をいうもので必ずしも其の自動車自体にポスター、立札等を掲示したり、其の自動車上で選挙運動をした場合に限らるべきものではないと解するところ」(広島高等裁判所昭和25年(う)1037号昭和26年5月31日判決参照)

これを本請求における選挙運動用自動車の運転手代金についてみたとき、選挙運動用自動車は、請求人の主張するような候補者の名前を車両上部の看板として取り付けたものである必要はない。

また、自家用車等を選挙運動用自動車として使用することに問題はなく、自動車の賃借料を公費請求しない場合は、使用する車両の登録番号を届け出る必要はなく、車両が特定できないことも問題とはならない。

〇〇〇候補者から平成30年1月28日に委員会に提出された選挙運動用自動車の契約届出書には自動車運転契約書の写しも添付されており、運転手との有



償契約が締結されていることから、選挙運動用自動車の使用代金及び燃料代について公費請求がされていないこと及び請求人の問いかけに〇〇〇候補者から返答がなかったことをもって、運転手代金を不正に公費請求したと判断できるものではない。

(5) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、前掲 1 「主文」のとおり決定する。

これまで選挙運動用自動車の運転手代金に係る公営費用の返還請求に係る住民監査請求監査を実施してきたが、今回の監査結果において以下のように意見を付す。

意見

前述のとおり、市が支出した、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づく公費負担については、地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項に違反しているとは認められない。

しかしながら、公費負担として支出する公金である以上、市民の税金を原資としており、その支出に対して市民から疑念を抱かれることのないよう、委員会においては、自家用車を選挙運動用自動車として使用し、選挙運動用自動車を賃借しなかった場合においても、使用する選挙運動用自動車の登録番号が記載できる届出書の書式、選挙運動用自動車使用状況についての確認方法等について検討されることを要望する。

平成 31 年 3 月 12 日

岸和田市監査委員 矢 野 三千秋

同 平 田 徹

同 池 内 矢 一